

大館市農業委員会総会議事録

令和3年9月10日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年9月10日（金）午後1時55分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 恵美子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木 信成			
6. 議事録署名委員	12番	富樫 英悦		13番	畠山 繁司
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 15 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 16 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 44 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 45 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 46 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 47 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 48 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定(案)について

局長

ただ今から総会を開会いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員 19 名全員が出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当職より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 12 番 富樫 英悦 委員、議席番号 13 番 畠山 繁司 委員にお願いします。

議長

それでは、早速会議に入ります。

業務報告について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告 (8 月総会～9 月総会) について
- ・報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 16 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について

以上、報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、議事に入ります。

初めに、議案第 44 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

7 ページをお開き願います。

議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

8 ページをお開き願います。

内訳は、No.37 からNo.39 までの 3 件で、地目は田 16,422 m²、畑 746 m²、面積合計 17,168 m²であります。

譲受の事由は、No.37、No.39 は「受贈」、No.38 は「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 44 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 44 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 45 号『農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

10 ページをお開き願います。

議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可、不許可相当）を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

11 ページをお開き願います。

内訳は、No.9 の 1 件で、地目は畑 326 m²であります。

No.9 の転用目的は、父の所有地を借り受けて、自己が居住する住宅を建築しようとするものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてありますが、申請地は田代中学校の東、約 800m に位置する第 2 種農地で、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のカの(ア)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準について

であります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.9 の位置図及び配置図は、12 ページ、13 ページに記載のとおりであります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.9 の現地調査の結果を議席番号 5 番の 小林 大樹 委員よりご報告願います。

5 番（小林 委員）

5 番の 小林 です。

議案第 45 号のNo.9 についてですが、8 月 31 日に 小畑 純市 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりました。

場所は地図に示すとおりですが、川口のローソンを過ぎ、約 100m 進み、右折し市道上野岱・代野線に入り、200m ほど直進した右側の農地であります。作物は栽培されていませんでしたが、木がいっぱい生えているわけでもなく、休耕地として管理されていると見てきました。

13 ページの配置図にありますように、父親所有の畑を分筆、使用貸借し、市内アパートから、実家のある旧田代町に居住すべく、一般住宅を建築しようとするとのことでした。

用地造成につきましては、約 10 cm の盛土をし、分筆後に残った農地との境界には側溝を設置し、土砂等の流出を防止するとのことでした。

雨水は、自然流下で地下浸透とし、大雨時は勾配により西側市道側溝へ排出させる計画とのことでした。

汚水・生活雑排水は公共下水道がありますので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、小林 大樹 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 45 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 45 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとして大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 46 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

14 ページをお開き願います。

議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

15 ページをお開き願います。

内訳は、No.14 の 1 件で、地目は畑 137 m²であります。

No.14 の転用目的は、祖母の土地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。

法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は西館小学校の南、約 150m に位置する第 2 種農地で、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のカの (ア) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断しますので、

問題はないものと考えます。

No.14 の位置図及び配置図は、16、17 ページに記載のとおりです。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.14 の現地調査の結果を議席番号 6 番 小畑 純市 委員よりご報告願います。

6 番（小畑 委員）

6 番の 小畑 純市 です。

議案第 46 号、No.14 について、去る 8 月 31 日に 小林 大樹 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 16 ページの位置図になります。

この場所は、国道 285 号を扇田方面から鷹巣方面に向かい、笹館の信号機付き十字路を右折、市道水無扇田線に入り、120mほど直進した右側の畑で、耕作されておりました。

17 ページの配置図にありますように、現在、実家に居住する申請者が、祖母の所有する実家に隣接する農地を分筆し、宅地の一部も一体利用し、一般住宅を建築しようとするものです。

盛土は特に行わず、分筆後に隣接する東側農道と北側農地、南側農地との境界には地先コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画で、一体利用する西側宅地は舗装し、出入口として実家と共用する予定です。

雨水排水は自然流下とし、大雨時は勾配を利用し、アスファルト舗装された出入口である既存宅地から市道側溝へ流出させる計画であります。

汚水、生活雑排水は公共下水道に接続することから特に問題は無いものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、小畑 純市 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 46 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 46 号について原案のとおり決してご異議ござ

いませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 47 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

18 ページをお開き願います。

議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

19 ページをお開き願います。

令和 3 年度農用地利用集積計画（第 6 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

決定依頼の件数は、新 - 185 から新 - 197 までの 13 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 5 年が 2 件、10 年が 9 件で、20 年が 2 件、地目 田が 219,428 m²、畑が 16,254 m²、合計は 235,682 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 47 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 47 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 48 号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定(案)について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

20 ページをお開き願います。

議案第 48 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定（案）について

農業委員会等に関する法律第7条に基づく、大館市農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」の改定(案)について意見を求める。

令和3年9月10日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

21 ページをお開き願います。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定案です。

先月6日の農業委員会合同会議席上で、案件として改正点等をご説明申し上げておりましたが、平成29年12月8日に制定した本指針を現状に即した

文章、数値に改めたものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 48 号について審議します。

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 48 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

局長

ございません。

議長

それではこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 32 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 9 月 10 日

議 長

議事録署名委員 12 番

議事録署名委員 13 番

農地法第3条調査書

議案第44号 No.37		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市櫃崎字家ノ下・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、同一世帯内の後継者へ贈与することが目的であり、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、9月2日、虻川マキ子 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第44号 No.38	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字新金堀沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字金堀沢・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月2日、高坂千悦 農業委員と佐藤稔 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第44号 No.39		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市早口字金堀沢・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、同一世帯内の後継者へ贈与することが目的であり、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、9月2日、高坂千悦 農業委員と佐藤稔 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない